

## 青い空をとりもどし守り続ける老人力

--- 名古屋南部公害裁判勝訴後も運動を続ける老人たち ---

牧 洋 子

### はじめに

名古屋南部公害裁判が勝訴・和解してから今年（2006 年）の 8 月で満 5 周年を迎えた。

自分たちの住む町を青い空と緑豊かな場所に、そして孫子に誇れる環境を後世に残してやりたい。何よりも大気汚染公害によって損なわれた健康な体を元に戻してほしい。こうした思いで 30 数年前から働き盛りで、家庭・地域の中で中心だった 30 歳 - 50 歳代の人たちが先頭に立って公害をなくす戦いに挑み、ついに国・大企業を相手に勝訴・和解を勝ち取ったのである。その結果としてすさまじかった大気汚染公害による被害は、当時と比べると体感的には青空が戻りおちつきをみせている。かつて名古屋の南部に大気汚染による公害の被害が多発していた事実を、大学生をはじめ知らない人が大半になっているのが現状ではないだろうか。それだけ公害をなくす戦いの裁判勝利の意義は大きかったといえるであろう。しかしである、今また道路公害（国道 23 号線の沿道に特に）による被害がでてきており、しかも当時から最も憂えた小児喘息の子ども達の多発が現実に出てきているというのである。自らの命を懸けて戦った結果として「勝訴・和解」があったのではなかったのか、長く苦しい裁判の結果やっと勝ち取った勝利を決して無駄にするまいとの思いで、彼らは休むことなく今なお国の遅い対応に対して改善を迫り活動を続けているのである。

当時公害反対運動の中心にいた彼らも現在高齢期を迎えており、日々の生活にさまざまな支障を抱えるようになってきている。多くの人たちは高齢のためあるいは喘息の発作のためにすでに命を落とし、また介護を受けてやっと生きている人の数も増えてきているのが実態である。次々と動ける原告の数は減ってきており、さらに中心でがんばっている人たちも一日も病院から離れることができない体、強い喘息発作を止める薬の副作用で多病に苦しむ体になっている。しかし今なお粘り強くしたたかに地域再生・環境を良くする活動の先頭に立ち、自分たちの住む町に青空を取りもどすまでは「死ぬまで頑張る」と持続的に活動に取り組んでいるのである。彼ら平均年齢 70 歳という老人たちのエネルギーの源は何か、何が彼らを運動に駆り立てているのか、人

が生きるときその湧き出る生きる力を支えるものはいったい何か、人間力の持つ不思議な力の源は何か、そのヒントは彼らのこれまでの生きてきた歴史、公害病に苦しみ続けた半生の中にあるのではないかと、今春から学生達と共にその体験を聞き取り組みを始めたが、その中で彼らのもつ老人力を強く感じたのでその一端を紹介したい。

## ． 彼らの歩み

### (1) 名古屋南部公害裁判とは何か

まずは彼らが戦ってきた舞台とは一体どのようなものだったのか、それを簡単に紹介しておきたい。昭和の大気汚染を平成の法廷が裁いたといわれる名古屋南部公害訴訟（あおぞら訴訟）の原告は名古屋市南、港、中川、緑、熱田各区と東海市の公害病認定患者や、遺族の291人である。対する被告は国道を管理する国と同地域に工場を持つ11社である。原告は被告を相手に損害賠償と汚染物質の排出差し止めを求めて、1989年3月から97年12月まで3次にわたって提訴した。第一次訴訟の原告勝訴判決（2000年11月）を経て、2001年8月8日に国が大気汚染対策を確約し、被告企業10社が原告側に約15億2000万円の解決金を支払うということで、名古屋地裁と高裁において和解が成立したというものである。裁判の提訴時に291人居た原告は、和解の時点では99人がすでに亡くなり、さらに和解から5年を経た現在47人が亡くなっているのである。つまり12年以上続いた裁判、その後の5年間で146人が亡くなり、145人（丁度半分の人）の人しか現存していないということである。またその後も一人一人と櫛の歯が抜ける様に亡くなってきている。原告となった公害患者に高齢者が多かったこと、呼吸器疾患（喘息発作をはじめ）の症状が想像を絶するほどにすさまじかったことなどが、この亡くなった人の数からも容易に想像できる。この公害裁判を闘った原告たちがこれから紹介する人たちである。

### (2) 名古屋南部地域の公害とは何か

ではそもそも名古屋市南部地域とはどのような地域であったのか、公害が発生し問題となった背景には何があったのかを以下にみてみよう。

1960年代は「高度成長」の時代が続き、日本全土が開発され続けてきた年であるが、名古屋港周辺もそのひとつであり、1959年の伊勢湾台風を境にして様相が一変していった。国の政策と同じく愛知県は第二次新地方計画を策定して、名古屋港・三河湾を中心に工業用地を造成していったのである。チンチンと市電が走るのどかな港区でも、名四国道（国道23号線）が東西に横断し、地下鉄が建設され、金城ふ頭が作られコンテナ化が進んでいった。名古屋港南部および西部の埋立地に誘致された新日鉄（東海製鉄が前身、昭和35年に起工、39年に竣工）を中心としたコンビナート作りが進んでいった。また中部電力はこれまでの明港火力に加えて新名古屋火力、知多火力と次々と火力発電所を建設し毎年規模を拡大していった。さらに東邦ガスは急ピッチで増産体制を確立していき、工場から大量の排煙などを撒き散らしていった。こうして住民の

生活環境は目に見えて日に日に悪くなってきた。

昭和 44 年ごろより名古屋市港南区において、大気汚染による呼吸器系の公害病が発生した。この事態は昭和 46 年 2 月の中日新聞記事に、「名古屋市南部の大気汚染、ついに老人が犠牲」という大きな見出しで、喘息が悪化し四日市患者と同症状が出て死亡したと大々的に報道された。公害との関連を聞かれた主治医は公害との関係が大いにあるとコメントをし、「名古屋南部で公害の犠牲者が死亡」「名古屋南部に柴田ぜん息あり」と報道した。これが名古屋南部地域の公害問題がマスコミに初めて登場した瞬間であった。

こうした事態に対して公害に苦しむ多くの患者達は、立ち上がった。昭和 46 年 7 月 24 日、名古屋南部地域にもっとも近い「四日市公害裁判」の判決が言い渡され、コンビナートに集中する企業群の公害垂れ流しの責任が厳しく断罪されて、患者である住民が勝訴した。「四日市に続け」と、全国各地で公害をなくす戦いが始まった。名古屋南部の公害患者たちも四日市の勝利に励まされて、被害者（患者）団体を結成し大勢の仲間と共に運動を始めたのである。この被害者達が裁判の原告となり、以後 12 年もの間困難な裁判闘争に結集し力を発揮していくのである。

### (3) 名古屋南部臨海工業地域を中心とする公害をめぐる歴史

以下、先にも述べたが名古屋南部臨海工業地域の流れを簡単に見ておくことにする。

#### 1955 年 (昭和 30 年)

11 月 18 日 知多郡の上野・横須賀・知多 3 町と名古屋港管理組合で「愛知県臨海工業地帯造成規制同盟会」を設立。名古屋港南部および西部の埋め立てを計画する。

#### 1959 年 (昭和 34 年)

9 月 26 日 台風 15 号 (伊勢湾台風) が来襲し、未曾有の被害が発生する。

#### 1963 年 (昭和 38 年)

2 月 16 日 国道 23 号線 (名四国道)「港区寛政町～四日市」間 (29.1km) が開通する。

#### 1967 年 (昭和 42 年)

9 月 1 日 四日市の喘息患者らが、中部電力と石油コンビナート 6 社を相手に、大気汚染公害の指し止めと損害賠償を求める、全国初の提訴をする。

#### 1968 年 (昭和 43 年)

6 月 大気汚染防止法、騒音規正法発布。

10 月 南区白水町、港区港染町、昭和区元宮町、千種区下方町の 4 地点で、大気汚染の比較調査を実施。その結果、港区は、他の区に比べ亜硫酸ガスや降下煤塵が 3 倍にもなっていることがわかった。

1972 年 (昭和 47 年)

- 2 月 1 日 名古屋市「特定呼吸器疾病患者医療費救済制度」制定される。  
7 月 24 日 津地方裁判所四日市支部が、四日市公害裁判で、被告企業 6 社の排煙に連帯責任を認める原告側勝訴の判決がだされる。

1974 年 (昭和 49 年)

- 9 月 1 日 「公害健康被害補償法」が施行される。(第一種地域：大気汚染によって起こる疾病の慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎、肺気腫(以上旧認定疾病)ならびにこれらの続発症を対象とした地域であり、全国で 41 地区が指定されている。：千葉市、大阪市、四日市市、尼崎市、名古屋市、倉敷市など、第二種地域：水俣病、イタイタイ病、慢性砒素中毒症の発生地域が指定されている)

1988 年 (昭和 63 年)

- 3 月 1 日 「公害健康被害補償法」がわずか 14 年目にして廃止となる。これにより全国 41 地区の公害病指定地域(第一種地域)が全面的に解除され、新規認定制度が廃止される。ただし当時補償を受けていた人のみ、引き続き対象である。

1989 年 (平成元年)

- 3 月 31 日 名古屋南部(名古屋市港区、南区、中川区等と東海市)の公害病認定患者ら 145 名が、中部電力など、企業 10 社と国道を建設し管理する国を相手に、公害指し止めと被害に対する損害賠償を求め、名古屋地裁へ提訴する。

1990 年 (平成 3 年)

- 10 月 8 日 名古屋南部大気汚染公害訴訟の第 2 次提訴(原告 101 人)がなされる。

1997 年 (平成 10 年)

- 12 月 19 日 名古屋南部大気汚染公害訴訟の第 3 次提訴(原告 47 人)がなされる。

2000 年 (平成 12 年)

- 11 月 27 日 名古屋南部大気汚染公害訴訟第 1 次判決がでる。  
名古屋地裁は、中部電力をはじめ被告企業 10 社の過失責任(立地上の過失、創業継続上の過失)を認め、損害賠償を命じると共に、国に対しては国道 23 号線(名四国道)を共用することによって沿道住民に気管支喘息等の発病・増悪をもたらせたとして、一定以上の SPM を排出する道路の使用を差し止める命令を出した。(原告勝訴)

2001年（平成13年）

8月8日 名古屋大気汚染公害訴訟は、第1次から第3次までを一括して、被告国及び企業10社との間で和解が成立した。

#### (4) 全国の公害の状況

最後に戦後の全国的な公害をめぐる状況はどのようなものだったのか概観しておこう。

わが国は昭和30年代に入ると早くも戦後は終わった、戦災と敗戦によって大きな打撃を受けた工業を立て直し、これからは他国を追い抜き追い越せと、産業構造は重化学工業へと大きく変貌を遂げていく時代を迎えていった。そうした一端として四大工業地帯をつないで帯状に工業地帯を作り（太平洋ベルト地帯構想）、効率的に工業化を行うという構想のもと工業立国としてひた走っていく状況が生まれていった。その結果瞬く間に（まるで一夜にして）これまで静かな漁村であった地域に一大コンビナート群が出現したのである。その代表が三重県の北部、伊勢湾の西岸にある港町にある日突然「四日市石油コンビナート」が建設されたというものである。続いて北九州、川崎、岡山の水島など全国各地に巨大コンビナートが出現していった。こうした高度経済成長路線をひた走って経済の繁栄を謳歌した影に、その代償・ひずみとして公害が噴出していったのである。コンビナート群の出現、夜昼無く操業を続け排煙を撒き散らす工場の姿は、まるで人間の存在を無視しているかのような横暴な振る舞いであったといえる。当然それまで存在していた生き物（人間だけでなく植物も小動物なども）たちの息の根を止めるような有害な物質を撒き散らしたのである。経済効率を上げるためには、多少の犠牲は辛抱してもらうしかない、そう企業の側は思ったのかも知れない、だが多少の辛抱では済まされないほどの深刻な害を及ぼし、命まで奪う結果を引き起こしていったのである。私たちはモルモットかと嘆く人たちも続出した。

それに対して全国の公害の被害者達は、当然のように各地で公害反対、公害をなくせという運動を起こしていくのである。四大公害裁判と言われる富山イタイイタイ病裁判、新潟水俣病裁判、熊本水俣病裁判、そして四日市裁判はいずれも1960年代後半に提訴をして、1970年代前半に原告勝訴の第一審判決を得た。こうした公害裁判の勝訴や各地域で起こっていた公害患者の活動も力となり、国（環境省：当時の環境庁）は1973年には「公害健康被害補償法」を成立させた。この法律によって公害病と認定された公害患者たちは、治療にかかる医療費だけでなく、一定の生活保障が受けられるようになった。この効果は大きかったと同時に、公害地域に指定された地域の住民たちは、これまであまり公害病患者であるとの自覚の無かった人も含めて、自分たちは大気汚染が原因で健康被害を受けていることを自覚し、知るきっかけともなった。各地で「自分たちの住んでいる町から公害をなくそう、そうすれば昔のようにあおぞらが戻り、緑豊かな町が取り戻せる」との思いから公害反対の運動が大きく広がっていったのである。こうした1960年代から巻き起こっていた公害をなくせという世論の盛り上がりに加えて、「公害健康被害補償法」による負担費用を軽減させることもあり、また企業の公害対策や低硫黄重油の使用などが進み、

大気汚染の状況は公害の指定地域を中心として次第に改善されていくこととなった。この事態はしかし長くは続かなかった。

費用負担者である企業の側からは、「公害健康被害補償法」の縮小・廃止を望む声が制度施行の1年後には明確に出され、超国家機関である臨時行政調査会も活用し1988年には公害指定地域（第一種地域：倉敷市、名古屋市、大阪市など41地区）を全面解除した。

こうした企業や国の公害対策に抗議する形で、健康被害の原因がどこにあるのかを司法の場で明らかにするために次々と裁判が起こされていくこととなった。いわゆる公害裁判である。1988年には尼崎、1989年には名古屋南部地域で裁判がはじまった。またさかのぼれば1977年から1983年にかけて、千葉、大阪西淀川、川崎、倉敷水島などで起こした裁判の結果が、1988年に「千葉川鉄公害訴訟」が原告勝訴、1991年に「大阪西淀川公害訴訟」が原告勝訴という地裁判決が出されていた。

この当時、1960年代から1980年代というのはマスコミも公害被害のこと、公害裁判について盛んに報道を行っていた時期である。新聞もテレビもこぞって取材合戦を繰り広げていたものである。以後一応決着を見たということで、いつの間にか日本にすでに公害問題はない、公害の時代は終焉した、そういう雰囲気蔓延していき、いつの間にか若い人たちには公害は昔のこと、歴史上の出来事でしかなくなってしまう存在となっているのである。それが今、現在の姿であるう。

## ・ 公害病と戦い、公害をなくするために戦ってきた記録（二人の公害患者の歩みより）

### (1) 公害患者たちの今

今年の春より、私は3年生のゼミ学生15名と一緒に名古屋南部（港区、南区）の高齢の公害患者さんの聞き取り調査に取り組んでいる。対象者は主に先に述べた公害裁判を闘った原告たちである。訪問させていただいている場所は「南区公害病患者と家族の会」（名鉄柴田駅より歩いて10分のところにある）と「港区公害患者と家族の会」（地下鉄の築地口より歩いて10分のところにある）の事務所である。両方ともに裁判が終結した直後に、裁判の和解金を基にして作られたものである。ここは公害患者さんが日常的に出入りして団欒したり、話し合いを行ったりと多面的な交流ができるスペースのある場所であり、公害裁判を戦った人たちの更なる活動の拠点として地域の「まちづくりセンター」の役割を果たしている。訪問するたびに患者さんたちが実に楽しそうに団欒をされているのが印象的であるが、彼らは朝一番にそれぞれのかかりつけの病院に通って治療（吸入や点滴など）を済ませているのである。ある人は携帯用の酸素ポンペを持参したままでの通所である。またある人は今は気候がよい（丁度8月）がこの春先は5度目の入院を1ヶ月していたと話しているのである。皆さん70歳を過ぎた方が大半であり、一番若いといわれてよく動く女性で64歳である。

まずこの事務所に立ち寄ってから、学生たちは患者さんの居る場所、入院中の人は病室へ、通院中の人は治療後に病院の待合室で、寝たきりの人はご自宅へ伺ってお話を聞かせていただいている。会の事務所に足を運ばれる人も居るが、患者さんたちの望む場所で聞き取りをさせてもらっている。こうした患者の皆さんの中でニコニコと話を聴いておられるお一人が、南の会長さんで、愛知県公害病患者の会連合会の会長さん、名古屋南部大気汚染公害訴訟原告団の団長を勤められた70歳になる田部井（ためがい）さんである。また眼光鋭いが面倒見のよいのが港の会長さんで、愛知県公害病患者の会連合会の副会長さんの68歳の古川さんである。このお二人、外見は対照的であるが、ともに公害被害の当事者であり、公害裁判闘争の中心となってリーダーシップを発揮され、仲間の厚い信頼を得て今なお戦いの先頭に立って頑張っておられるのである。まさに老人力の代表ここにいらっしゃるのだとお二人の姿から感じ入るものがある。

そこでこのお二人のこれまでの人生、公害病・裁判の戦いの軌跡をここに紹介したい。

## (2) 古川 巖さん（裁判時の陳述書と面接時の記録より）

### <前史>

1938年に名古屋市の南区生まれの68歳である。職歴は中学卒業と同時に三菱重工業名古屋製作所に技能養成工として入社している。同時に名古屋市立工業高校定時制に入学をして7年間勤務した。その後屋台の経営などに手を出したりいくつかの職場を経験した後、29歳の年に日本貨物検数協会名古屋支部に入社し、送迎バスの運転手として定年の年まで勤務した。

### <公害病の発症、その後の症状>

41歳の年に気管支喘息で3級、3年後には2級の公害病認定患者になった。

もともと丈夫な体が自慢で、三菱重工に勤務していた10代のころはバレーボールの選手で活躍していたほどであった。それが32歳のころから変な咳と痰に悩まされるようになり、職場の近くの診療所へ通院をするようになった。医者からはずーと風邪だといわれて薬を飲んでいたが、一年中風邪のような症状が取れず、まじめに薬を飲んでいるのにおかしいなーと当時は思っていた。そうして7-8年経ったある日、もう40歳になったころの12月の寒い夜、友人と飲食店に行きビールを飲んでたときである、突然何の前触れも無く呼吸困難になって店の軒先に倒れこむという事態に襲われたのである。幸い友人が車で病院に運んでくれて吸入・点滴の治療を受けて数時間後には回復できて事なきを得た。翌年になってから診療所を変えたが、そのときの主治医がこれは単なる風邪ではなくて気管支喘息だと告げて、直後に公害病の認定を受けたのである。

認定を受けた頃は、連日通院治療してもらっても夜中から朝方にかけて発作が起きるようになり協立病院へ駆け込む時が多くなった。発作は、ゼーゼー、シューシューとなり、咳、痰も絡み苦しくて体を横にすることもできない。吸い込んだ息を吐けないので、新しい酸素を吸い込むことができず、頭がぼーとしてしまうし、一度発作が起きると、数日続くこともたびたびであった。発作が起きると、ゼーゼーと息苦しく会社に行くこともできず、電話で休日届けばかりでいやな

思いをしたことは数え切れないほどであった。夜眠れず、少しでも症状をやわらげようと氷水（カチ割り）を取ることで、身体もブクブクになるしまつであった。1982年に公害手帳の等級が2級となった。痰は通常は白いが、風邪引き時には必ず黄白色に変わる。そして量は1日中で約70cc近く出る。発作が起これば横にはなれず敷布団上で座って時を過ごす。服用薬もだんだん多くなりステロイド系の服用も続けており、副作用によるむくみはもちろんの事、各臓器も異変が起き最近では糖尿病も出始めてきている。

（公害病の治療歴について）

入院治療は、1983年（昭和58年）頃から、大発作が起きるようになり、これまでに数回入院している。1983年（昭和58年）1月～同年2月 協立病院、1983年（昭和58年）4月～同年5月 協立病院、1983年（昭和58年）9月 協立病院、全部で40日以上入院日数である。入院時の状況の一部は以下のような様子であった。

1983年（昭和58年）4月には早朝より息苦しく、みなと診療所で点滴吸入を続けていたが治らず次第に気が遠くなりはじめ、「先生息ができない。助けて！」と泣き叫んだ。医師の「救急車を手配せよ……」の声と隊員の背中に乗せられたことをうっすら覚えている。その後気が付いたのは43時間後で、協立病院のベッドの上で身体全体の激痛で気付き、付き添っていた母親兄妹、知人の顔がぼんやり見えてきたとき、俺は助かったのだ、死んでなかったと思い大粒の涙が出た。

また同年秋に会社の同じ仲間4人で知多郡の日間賀島へ親睦に行った事があるが、そのときのこと。体調は決して万全ではなかったが、職場のメンバーは4人なので自分が欠けてはせっかくの年1回のレクリエーションが楽しめないと同行した。でもやはり駄目で、朝方息が苦しくなり、宿の主人がバイクで島内にある診療所に運び込んでくれた。早朝のため医師はまだ就寝中であったが玄関の戸ガラスが割れるほどたたき、「息ができない助けてください……」と泣き叫び、医師もそれほどではと治療をしてくれた。数時間後ようやく息もできるようになり、医師にお礼を言って名古屋に戻り、そのまま協立病院に入院加療という事態になった。

通院については、病状が悪化傾向にあった1983年（昭和58年）当時は、1ヶ月に15日以上通院したこともある。その後5年間位年間80日から100日位は通院している。1989年（平成元年）頃になってから、週に2回ほどの通院となり、現在も週2回ほど、通院加療を続けている。今は大きな発作はあまり起きなくなったが、小発作は相変わらず出るので、自宅で朝夕2回ネブライザーで吸入、痰取りは欠かせない仕事となっている。

<聞き取り面接の状況>（2006年4月12日）

（牧） 公害病になってつらかったこと、今思うことはどのようなことですか。

（古川） 品物なら取替えがききますでしょう。でもね、身体の内部を取り替えるなんてことはできませんよ。こんな空気の悪いところで長いこと住んでるわけですが、悲しいかな引越すこともできませんでしたよ。発作がひどかった1983年頃は、会社に行くことが不可能

な日が何日もありましたなあ。でも会社に出なければ給料がなくなりますでしょ。寝不足の身体で無理をおして通勤したことも幾度となくあります。尊い人命を預かったバスの送迎が私の仕事なんです。どれほど気を付けてハンドルの握ったことやら……

(牧) 裁判のときの一番しんどかったのはどんなことですか？

(古川) 一番しんどいなーって思ったのは被告企業の東京で、東京にはね新日鉄、東レ、三井化学、それから4社か5社かそこへ直談判交渉へ出向くんです。本社でせなここ（注：名古屋）ではよう返事をしないわけだ。それで交渉したり新日鉄あたりで座り込みをした。東京の患者会および支援会の人たちも応援に来てくれるからずらりと並んで、中部電力は名古屋だから人間の鎖ってザッと手をつないでやったり、たえずもう1週間に1回は最期の行動を含めて代表者が中に入ると最初のうちはけんもほろろだった。えらいもんだよ、3回、4回と交渉に行くうちに徐々に軟化してきて、社内の雰囲気も変わったのか一人ずつ出てくるようになりました。

最初はけんもほろろで門前でガードマンががっちりガードして玄関から入れさせん。寒空でみんな震えながら生理現象も起きるでしょ？ それでもトイレも貸してくれなかったもん。仕方ないから中部電力の本社の近く、東海テレビの会社があってそのビルに走って行って貸してもらったりしたんです。ところが4回、5回と行くようになってくると相手も徐々にわれわれに対する扱いが変わってきたんです。これは目に見えて変わってきましたわ。

(牧) 最後に苦しい様々な条件をおしてここまで戦いを続けてきた原動力って古川さんの場合は何なんですかね？

(古川) なんてしょうね。苦しんだ死の淵を見たのも理由の一つ。それと私は意外と自分の性格を自分で言うのもおかしいけど、親分肌で引っ張っていくという性格があるようです。会社にいるときも運転手の中では中心的でしたな。

(牧) そうでしょうね。この人が言うからついていこうとか、何かを成し遂げるときには理屈だけでは動きませんもんね。

(古川) 多くの会員さんをまとめるのは大変でしたわ。当たり前のことやけど一つにまとまり統一するのは大変です。それと、周りの地域の方というか被害者じゃない方に公害の大変さを理解してもらうというのがまた難題でしたな。

(牧) 今の一番の楽しみというかご趣味は何ですか？

(古川) そういわれても別に楽しみいうのは浮かんでこない。やっぱり患者会運動かな。事務所もちょくちょく顔を出して打ち合わせがあったりするから。それにお母ちゃんの病院にはいかないかんでしょ。よう考えたら今は運動、これが仕事ですよ。私は今はぱっと見たら誰も公害病とはわかりませんよね。最近は苦しい発作とか入院することもないしね。だけど、以前はこんなに70近くまで生きるとは思ってませんでした。私の兄弟は喘息で早く死ぬと思ってたようです。今はいざというときは冷蔵庫に発作を抑える薬を

入れて電話でしんどくなったときに連絡できるようにしてるんです。何かあれば患者会の仲間が居るのでそれが一番こころ丈夫で安心です。自分が人の役に立っていること、社会的に意義のある大事な事をしているということ、これが励みであり生きがいになると言うことかな。

(3) 田部井康壽さん（裁判時の陳述書と面接時の記録より）

< 前史 >

私は豊橋市内で生まれました。少年時代は比較的元気な身体で、野球などして毎日元気に生活していました。中学 2 年のときに肺浸潤を患い、3 ヶ月ほど学校を休んで自宅療法をしましたが、中学高校では野球部等に所属して活発に部活を行いました。

高校を卒業後、1954 年 6 月名古屋に出てきて、同年 8 月から名古屋市交通局の職員となりました。交通局では、最初は市電の乗務員として勤務していましたが、市電が廃止された 1973 年 4 月以後は精算事務員として働き、1980 年 4 月からは職場の合理化により地下鉄の駅務員に配属となり、新瑞橋、妙音通、西高蔵の各駅を経て、94 年 4 月からは神宮西駅で勤務していました。

< 公害病の発症、そして症状について >

1973 年名古屋市の救済条例で公害病患者に認定され、以来、慢性気管支炎の 3 級として現在に至っています。慢性気管支炎を発症したのは南区の現住所に移ってきた後の 1965 年頃からです。その頃から冬を中心に毎日咳や痰、喉の痛みに悩まされ、月日を追うごとに悪化しました。それ以後、1982、83 年頃までの間が、咳や痰の一番ひどく、最も苦しい時期でした。咳はほとんど毎日出ますし、咳き込むと 10 分～20 分くらいはおさまりません。早朝や深夜に通勤するとき、冷たい空気を吸ってよく咳が止まらないことがあります。勤務中も、市電の乗務員をしていて「次は です」と呼称するときによく咳き込んでしまい、人前で苦しい思いをしたこともあります。激しく咳き込むため、声がかすれて出なくなることも日常茶飯事でした。咳き込むとヒーヒーといった喉の鳴り音が生じ、咳き込みがひどいために背中や横腹の筋肉が痛み、食べたものを吐いたりしたことも多々ありました。咳き込みの激しいときには、苦しさのあまり部屋の中を駆け回ったり、窓際に束ねられたカーテンによじ登るような格好でしがみついて、苦しさに耐えたこともしばしばでした。痰もほとんど毎日出ます。早朝 1 時間で出る量は 10cc くらいですが、風邪を引いたりすると量は増えます。痰は朝起きたときが一番出ますが、夜勤明けのときなど勤務中は、職員の数も少ない中で 10 分も 20 分も痰出しをしているわけにもいかず、そのため痰が切れなくて、とても苦しいです。このような症状が、以前は冬にひどかったのですが、現在は季節をあまり問わず年中出ますが、それでも春、秋、冬、梅雨口、秋口などの季節の変わり目などが出やすいようです。1989 年、90 年頃からは早朝 1 時間に出る痰の量も 20～30cc に増え、一時悪化傾向と診断されました。しかし、その後は症状に変化はありません。

(公害病の治療について)

咳や痰がよく出るようになった 1965 年頃から南区内の近藤医院にかかり、68 年ごろからは南

医療生協だから診療所にかかっています。慢性気管支炎で入院したことはありませんが、通院して吸入と投薬を受けるという状態が続いています。通院は、週に3回位、月に10~15回位しています。勤務の関係で3日位通院しないしていると、咳がよく出て止まらなくなり、喉もとても痛くてたまらなくなります。そういうときは、診療所で吸入してもらおうと、痰が切れて、咳もおさまります。なお、薬のせいかわかりませんが、1977年頃から肝臓を悪くし、肝機能障害ということで治療を受けていますし、10年程前からは血圧も高いということで薬をもらっています。

慢性気管支炎を発症した当時、市電の乗務員をしていましたが、仕事をしているときでも人前で咳き込んでしまい、それをなるべく抑えようと思うのですが、仕事上ほんとに大変でした。精算事務の仕事が変わったときも、当直勤務が多いので、夜中に咳が止まらなくなるような発作が起きて、職場の同僚に迷惑をかけたり、睡眠不足の連続でした。また症状が次第に悪くなるに伴い、早朝や深夜の勤務に耐えられず、やむを得ず欠勤することも多くなり、職場での信用を失う羽目になりました。特に市電の乗務員の頃は、毎年の年休のほとんどが病気のために費やされましたし、年休以外の病気欠勤も年間を通じて30日を大幅に超えていました。その後、地下鉄の駅務員になってからは、当直勤務を他の人に代わってもらい辛かったこともあって、欠勤も少なくなりましたが、それでも年間1週間以上は欠勤する状態が続きました。仕事を休めば収入も減り、子どもらが高校や短大への進学を控えて家計も大変で、家内は内職攻めの毎日でした。しかも、欠勤が多いので、昇給を延伸されたことも何度かあり、私と同期に入局した同僚よりも本俸で月1~2万円くらいの差がついたと思います。このような差が退職金や年金にも跳ね返ってくることは否めません。また、定年後の再雇用も、通常は1年切り替えて5年間認められているのですが、私の場合は公害病ということで拒否されました。

しかし、金銭的損害よりも大変なのは、本人や家族の精神的苦痛です。さらに、私のこのような病気を後追いするように、妻も1981年頃に気管支喘息と慢性気管支炎で3級の認定を受け、娘も1988年頃から気管支喘息で3級の認定を受けています。妻や娘まで公害病になってしまい、本当にショックでした。

<面接の状況> 2006年10月 (聞き取り学生・H)

H: 運動に関わって大変な役を引き受けられた経過はどういうことでしたか?

田 (田部井, 以下 田): 裁判の始まる前には、職場で労働組合活動もしましたね。弱者の立場に立って、世の中を変えていく活動は大事なことやという認識がありましたね。それが公害病の認定を受けて、役員をやることになったんです。そして裁判が始まる前にね、広瀬さんという方が当時会長さんをしてたんですが、亡くなられてしまったもので、それでまあお前さんがやるしかしょうがないぞということで、それなら頑張るやろうかと、そういう風に思っただけですね、会長を引き受けて。裁判の始まるのが近かったですから、一応原告団の団長ということをやつてやったんですけども。

H：それで裁判についての感想はどのようなものですか。

田：私たちが裁判を起こしたのはね、裁判というとお金がかかるとかいろいろあるんですけども、やっぱり僕はこういう状況を、子や孫に味あわせてはならんということだね、企業や行政にね環境を改めさせるということで、過ちを認めさせるという思いが中心ですね。実際にはね裁判やってお金も取ったんですけど、お金は自分ところに入るのはわずかなもんですよ。支援してくれた人、あるいは団体、弁護士の先生方、そうしたことに要りますからね。僕たちは裁判費用というものを自分で出してね、月にいくらという分を出して戦ってきたわけなんです。そこのところを皆さんには理解してほしいですね。マスコミは、解決金が何億円だったとか、そのえらいお金をもらったんだとか言いましたが、決してそんなことは無いんですよ。

H：原告の一人ひとりからすると大きな出費をしたということですね。

田：そうですねえ。12年4ヶ月やったんですけどね、その戦いに消費した力のほうが大きいんですよ。

H：人生の中で裁判を闘ったというのは大きな出来事だったと思いますが、今どのようなことを思われますか？

田：苦しかったんですけど、そういうことをやり抜いて本当によかったなあと。やっぱり裁判を通じてね、環境をみんなで変えていこうということで一致してね、大変だったけど何もやらずに過したよりも良かったな—と思えますね。

H：裁判を通じて何を得られましたか？

田：環境はそれほどよくなっていないしね。得たものといっても…… やっぱり戦ってきたという自信ね、それが良かったかなと思いますね。企業や行政のやってきた悪いことをね、明らかにできたと裁判を通じてね。それはよかったんじゃないかなと思いますね。

H：つらかったことはどのようなことですか？

田：そうですね、一番つらかったのはね、仲間が亡くなるということですね。裁判の最中にどんどん死んでいくんですよ。それがね、やっぱり一番つらかったですね。裁判の勝利を勝ち取ったときには、ああ本当になくなった方が今居たらきっと喜ぶだろうなあと、思わず涙が出たんですけども。それが一番つらかったですね。それと裁判の中で皆さんが陳述書に基づいて陳述されました。そういうのを聞いているとね、本当に苦しみかね、よく伝わってきたんですよ。裁判長はきちんとそういうことを受け止めてね、判決を出してほしいなあ、とそういう気持ちでいっぱいでしたね。勝ったということは、自分だけの問題ではなくてね、将来の子供たちや孫がそういった苦しみを味あわなくても良いような、そういう道を作ることだと思えますね。

H：今の楽しみ、生きがいはどんなことでしょうか。

田：生きがいというか、趣味ね、それは僕は歌が好きでね。カラオケとか歌が好きでやってますけど。たまにはね、定年になったのだから毎日どこにも出かけずに家にゆっくりしてたら楽

だろうと思うこともありますけど、でも今こういう活動をやってますから、それが生きがいだと思いますね。この戦いが社会を変える戦いだという風に僕自身は受け止めておるんですよ。

H：社会を変える戦い？

田：ええ、住民運動というのは世の中を変えていくんだと。自分でそういう意識はありますね。今の世の中ってというのはどんどん悪くなってるじゃないですか、だからそれをどうしたら良くしていけるか、変えられるかという風に考えて、自分から行動をすることが一番意味があるんじゃないか。そう思いますね。

公害の実態だけでなく、世の中の本当のことをね、みんなに知らせていくということが、今本当に必要なことだと思いますね。

H：今の生活のスタイルはどうなってますか？

田：1週間に4-5回は会の事務所に出ていますね。他の団体のところへ行くこともありますし。裁判のときにお世話になったところで行事があると案内が来るので出向いたり、あちこち出かける用事が結構ありますね。皆さんのような若い学生さんたちが私たちの話を聴きにきてくださるというのは本当にうれしいことですね。ぜひ公害があったこと、公害の悲惨な実態のことを風化させないで伝え続けてほしいですね。

## ・現在の活動の中心基地、そして若者の反応

### (1) 特定非営利活動法人 名古屋南部地域再生センター（あおぞらセンター）

全国各地の公害地域全体を見てみると、公害被害は健康被害（喘息をはじめとして）を頂点として、生活被害を引き起こし、さらには地域被害に至るというピラミッド構造を形成しているといえる。実際に公害による被害は地域の生活環境を破壊していき緑が育たなくて花がすぐ枯れる、あるいは干したら煙のすすが付いて汚れるので洗濯物が干せなかったりとそれは限りが無いほど日常生活に不自由が生じる結果を引き起こしていく。その上で地域住民の健康をじわじわと蝕み破壊していき、最後には命を奪うというプロセスをたどっていくのである。こうしたことを逆にとらえなおし考えていくと、これまでに受けた公害被害を救済する活動をすることで公害対策を前進させていき、公害によって破壊された町・地域を再生することができるということになるのではないかと、本当の意味で公害の根絶を実現するにはこの方法しかないということになる。そういう思いから患者さんたちは裁判の和解成立後、その取り組みの拠点として「名古屋あおぞらセンター」を設立しようと準備を進めてきた。結果としてNPO法人の認証を得て、2004年1月に設立となった。団体会員20団体、個人会員211名で発足し当面の取り組み課題として 地域再生事業（菜の花学習会、LRT学習会） 調査研究事業（名古屋南部自然昆虫観察会、夢マップ作成事業） 学習会・交流事業 資料保存事業 広報事業 などに取り組んでいる。そして2006年度の取り組みの一環として、高齢期にある公害病患者さんの聞き取り調査活動（公害

を二度と起こさせないために 当時を知らない若者たちに公害の事実を伝え教訓とするために 公害患者がどのような人生を歩み、どのような苦悩を味わい、今何を望んでいるのか 社会福祉・地域福祉の課題として地域再生・環境問題に取り組むきっかけとなるように (という目標を掲げて) に共同で取り組んでいる。

## (2) あおぞらセンターの取り組みの紹介

先の目標に沿ったあおぞらセンターからの協力依頼を受け、高齢期の公害病患者さんの聞き取り調査活動を 3 年生のゼミ活動の一環として始めている。

以下が聞き取り調査をした学生の感想である。

< 学生・Yさんの感想レポートより >

協立病院で、患者さんに公害病について聞き取り調査をさせてもらった。公害の知識など学校で習った程度の私に笑顔で聞き取り調査に協力して下さった。学校で習った知識といっても日本で有名な、イタイイタイ病、四日市喘息といったものであり、起こった出来事だけで患者さんがどのような苦しみやどんな気持ちで生活してきたかなど、全く知らなかった。今回、聞き取り調査に伺った名古屋港区の公害病については今回の機会をくださるまでは起こった事実さえ知らなかった。聞き取り調査をさせてもらっているときの、公害患者さんの返答には謙虚さみたいなものがあつた。公害で今まで苦しんできたと思うのだが、「補償費や年金をもらっているから生活できた。ありがたいと思っている。」とおっしゃっていた。補償費は国が払うべき当然の行為であるが、感謝の気持ちをしっかり表していらっしゃり、人柄の良さを感じた瞬間であつた。陳述書を読ませてもらっても、発作が起きると寝ていられないだの私たちにとって当たり前を送ることができない様子など書かれていらつした。そうしたことから、今回の調査での謙虚さというようなものは、それが患者さんの全ての気持ちなのであろうか、という疑問が私の中で生まれた。しかし、大好きな旅行ができなくなったことや、自分の天職とでもいうべき仕事を奪つたのは公害ではないのですか、という質問に対し、やはり公害が自分の歩む人生を変えてしまったというような本心を話してくださつた。

特に印象的であつたのは、長年営んできた理容店を廃業させることになつたお話である。咳をしながら、お客さんの髪の毛を切る。それに対してお客さんは心配をするし、自身もよくないと感じる。そのようなことから、理容店を仕方なくたたむことにしたそうだ。お店の前に廃業の看板を置いたときの悲しさや無念の気持ちが非常に伝わってきた。そのような状況に陥れた公害に対し、私も強い憤りを感じた。

今回の聞き取り調査で、公害が人々へ与えた苦しみや悲しみの念を風化させず、聞いた現状を今後どんな形かに変えていきたい。そして、間接的にでも患者さんたちがプラスの方向に進んでくださるよう、私たちがができることは何か模索しながら行動に移していけたらと思った。

< 学生・Yさんの感想レポートより >

名古屋南部の公害について無知なままで、患者の方々のお話を聞く資格が自分にはあるのか、そもそもそんなに苦労されてきたことを学生に話していただけるのか、聞き取り調査に何う前は不安であった。しかし実際に調査に何うと、とても明るく迎えてくださった。そして公害病になったときから裁判のこと、現在の生活までとても詳しくお話してくださった。その様子は健康な人と変わらないようにも思えたくらいだった。しかしお話の内容は衝撃的なものばかりだった。中でも、あまりの苦しさに自分で自分の首をロープで絞めようとしたことがあったというお話はとても生々しく、今もそのロープが居間にかけてあるのを見て、変な話だが改めて目の前の方は公害患者なんだと実感した。お話を伺っていく中で、今も吸入器が手放せなく、押入れにはいつ発作が起きて入院となってもいいように入院に備えての用意がされており、毎日何種類もの薬を服用しなければならないという現状を知り、公害は過去のものではなく今も続いているものだということがよくわかった。また、発作によって病院に行っている間に夫が自宅で倒れていたことや、別の患者の方は好きな旅行ができなくなったことを聞き、患者の方の抱える「もし公害病にならなかつたら」という思いもお話を聞いていく中でひしひしと伝わってきた。

この日お話を聞いた二人の方は共通して、裁判に至るまでの企業との話し合いや判決が出たときの感動について話してくださった。雨の日も風の日も、雪の降る日も被告企業の本社入口の前に座り込みをしたこと、裁判の尋問で初めて治らない病気だと知ったこと、家族や同志の方々の支えがあったからこそ闘ってこられたことなどをとても詳しく話してくださった。また特に印象的だったことは、近所の医者知識不足により認定までの3年間、とても辛い思いをされてきたことだった。ここで改めて「知らない」ことの恐ろしさを感じた。自分もつい最近まで名古屋に公害があったことさえ知らなかったが、事実を知り、そして伝えることの重要性を毎回調査に何うたびに実感する。患者の方はもちろんのこと、家族の方も支援者の方も同じように口にされることは「こんな苦労は私たちだけで充分。子ども、孫の世代にはこんな苦労は絶対にさせてはいけない」ということだ。身体がどんなに辛くても、忙しい中貴重な時間を割いてでも自分たちに伝えてくださる。このように直接お話が聞けるという機会にめぐり合えたことは、本当に幸福なことであり大切にしていきたい。これからどんな道に進もうとも常に問われることは、いかに「人」を観ることができるか、ではないだろうか。患者の方々一人一人の声から、より公害について、そして世間から見えにくいような場所で苦しんでいる人がいること、その人を理解し、どう接していくべきか。それは福祉の根本であり、今後より深めていきたいと思う。

終わりに

公害問題、公害病患者と付き合いが長くなった。人には人生の中で好むと好まないとに関係なく、出会いというものがあるのではないかと。私にとっては公害・公害病患者の存在もそのひとつではないかと最近になって思うのである。

終戦の年に生まれた私は、戦後の日本社会の復興とともに歩んできた、急激に変化し復興・発展を遂げていく戦後の時代を意識しながら生きてきた一人であるという感じを強く持っている。大学を卒業するまでは、四国の寂れた漁村から京都の静かな町の中という、豊かな緑と自然環境に恵まれた環境で過ごしてきた。

しかし職場の地域環境は、一転して高度経済成長を突き進んでいる渦中の地域にあった。まず最初に勤務した倉敷の水島は、数年前から操業を始めた巨大コンビナート群がすぐそばに見えるという場所であった。生活したのはわずか2年足らずの期間であったが、海のほうを眺めると夜中の間中真っ赤な炎が夜空を焦がし、フレスタグが一晩中あたりを照らしているという異様な光景が広がっており、田舎に来たはずなのにと度肝を抜かれた。またこれまでは砂地であったような、辺りには何もなだだ広い場所に、巨大なマンション群がそびえている光景にも驚いた。何10棟あったらどうか、端が見えないほどの数のマンション（企業の職員のための住まいとして）が並んでいるのは、マッチ箱がずらりと並んでいるようで見ものですらあった。勤務した病院には少しづつ小児喘息で苦しむ患者が増えてきているという時であった。その後1-2年の間に瞬く間に公害で苦しむ患者が続出していったようである。

次に勤務し15年間勤めることになった大阪西淀川という地域は、丁度勤め始めた1970年ごろより、大気汚染の影響、公害被害が出始めたまさに渦中にある。医療ソーシャルワーカーとして勤務を始めた病院には当初より公害病患者が来院してきたが、その数はじょじょに増えていった。はじめは気管支喘息の患者が、喘息発作を起こして死亡するという劇的な状態に直面したり、小児喘息患者が多かったが、何年治療を続けても症状は悪化する一方で、最後には肺気腫となって完全に動けなくなり、息ができなくなって死亡するという（5年以上10年以上通院、入院治療を続けた結果）患者が次第に増えていく傾向が多くなった。こうした悲惨な状態が何時まで続くのかと思っていたが、裁判勝訴の後から現在は公害地域再生活動の活発化とともに、あおぞらが戻り環境がよくなっていることを実感できるまでになっている。

そして2年前に日本福祉大学に赴任した当初は、不便だが知多半島という自然環境のよい場所にある大学で良かったと思ったものである。それが西淀川が主催する会合（財団法人西淀川公害地域再生センター主催：公害裁判終結後10周年記念）に昨年の10月に参加し、思いがけず名古屋南部公害患者の役員さんと名詞交換をする機会を得た。名古屋に来たからには名古屋の公害問題に関心を持ってほしいと言われたのがそもそものきっかけとなった。お話を伺うと利用する名鉄の特急では全くわからなかったが、確かに新日鉄のあたり、普通電車に乗車して見る海側には煙突もたくさん見えるではないか。港区、南区では高齢の公害病患者がたくさんの課題を抱えておられるという。そこで今年に入ってあおぞらセンターや公害患者の事務所に伺う機会を作っては実態を勉強させていただくことになったのである。今もなお治療の渦中にあり高齢化が進む中で苦悩もひとしおと思われる名古屋南部公害患者たち、しかし粘り強く老人力を発揮されて戦い続けておられる姿から、学ぶことは数え切れないほどある。体はぼろぼろのはずなのに不思議に明るく、そして限りなくやさしく、力強く、未来を信じ仲間の力を信じて日々を一生懸命生きて

いる姿から、老人力の持つ力：可能性を強く感じるのである。厳しい現実にはひるまず立ち向かう姿勢，社会的に意義のある活動を支えるエネルギーの源，こうしたことを若い学生とともに学び吸収したいとの思いを聞きとり調査を続ける中で日々強く思うのである。

#### 参考文献

- (1) 小田康徳「近代日本の公害問題 史的形成過程の研究」世界思想社，1983年
- (2) 原田正純「水俣病」岩波新書，1972年
- (3) 原田正純「いのちの旅 水俣学への軌跡」東京新聞出版社局，2002年
- (4) 牧洋子・和田謙一郎「転換期の医療福祉」せせらぎ出版，2005年
- (5) 財公害地域再生センター編「大気汚染と公害被害者運動がわかる本」(財)公害地域再生センター，1999年
- (6) みなみ患者の会ニュース (NO, 334号, 335号, 336号, 337号, 338号) みなみ公害患者と家族の会事務局，2006年7月 - 11月
- (7) みなと患者の会ニュース (けんこう: 233号 - 242号) みなと公害患者と家族の会事務局，2006年1月 - 10月
- (8) 南区公害患者と家族の会「第28回・第30回・第31回・第32回総会議案書」2002年4月，2004年4月，2005年4月，2006年4月
- (9) 南区公害病患者と家族の会「青い空と健康」創刊号 第9号，2002年7月 - 2006年10月
- (10) 名古屋南部大気汚染公害訴訟原告団・弁護団・愛知県公害病患者の会連合会編「名古屋あおぞら裁判 第一次訴訟5周年記念のつどい」講演集「各地の公害裁判と名古屋あおぞら裁判の意義」2006年
- (11) 愛知の住民いっせい行動実行委員会「焔の群像」愛知県保険医協会，2005年
- (12) 公害被害者総行動30年のあゆみ編集委員会「公害被害者総行動30年のあゆみ」全国公害被害者総行動実行委員会，2006年
- (13) みなと公害患者と家族の会「わたしたちの軌跡」みなと公害患者と家族の会，2002年
- (14) 上野達彦・朴恵淑「環境快適都市をめざして」中央法規出版，2006年
- (15) 磯野弥生・除本理史編著「地域と環境政策」勁草書房，2006年